

平成 1 7 年度

第 1 回 郡市会長会（評議員会）



と き 平成 1 7 年 6 月 2 8 日（火） 1 4 : 3 0 ~

ところ オークラホテル高松（別館 栗林の間）

香川県中学校体育連盟

<http://www1.quolia.com/kagawa-chutairen>

kagawa-chutairen@sky.quolia.com

次 第

挨拶 香川県中学校体育連盟 会 長 吉 瀬 通 夫

香川県教教育委員会保健体育課 主任指導主事 平 野 勝 也 様

議 題

- 1 市町合併に伴う規約の改正について
 - (1) 第 3 章 組織の(単位) 第 5 条に関する内容
 - (2) 第 3 章 組織の(組織) 第 6 条に関する内容

連合体の枠組みに関する審議
- 2 規約の改正に伴う中体連組織の改編について
 - (1) 連合体の呼称及び各連合体の名称に関する内容
 - (2) 行政区の変更等に伴う準備事項に関する内容
 - (3) 各準備事項の完了期限に関する内容
- 3 中体連組織の改編に伴う郡市代表枠数の見直しについて
 - (1) 連合体(枠組み) の確認
 - (2) 県総体の参加チーム数に関する内容
 - (3) 郡市代表枠数に関する内容
- 4 中体連組織の改編に伴う郡市総体の実施方法の変更について
 - (1) 予算配分に関する内容
 - (2) 申し合わせておくべき事柄に関する内容
 - (3) 確認しておくべき事柄に関する内容
 - (4) その他
- 5 月 2 回のノー部活動デーの取り扱いについて
- 6 その他

[市町合併に伴う県中体連の基本的な考え方]

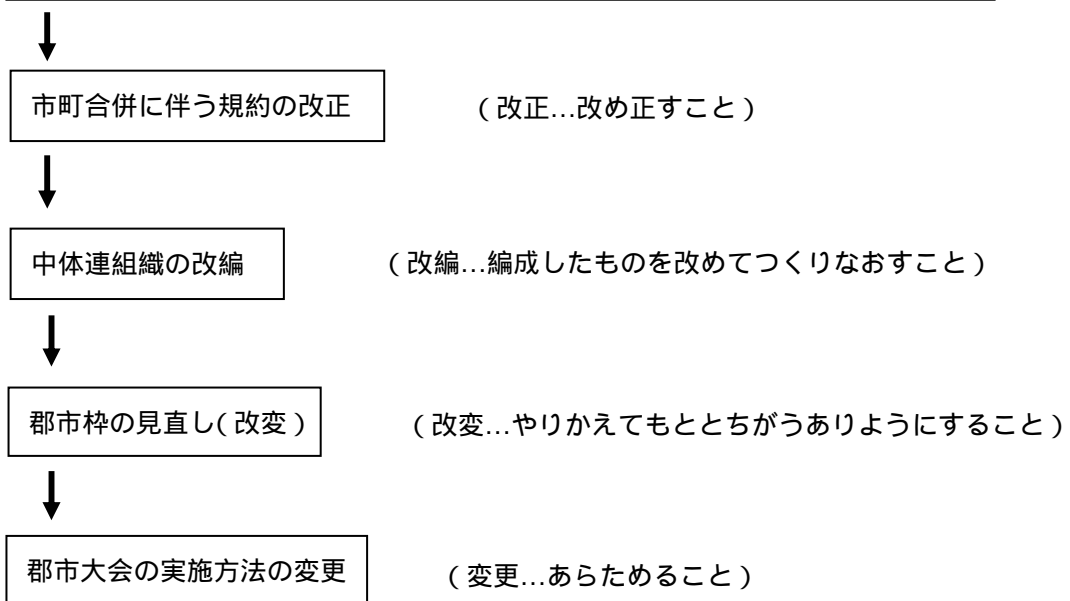
県中体連が行う会議は、理事評議員会（年2回）、競技部長事務局長会議（年1回）、県総体抽選会、郡市会長会（評議員会）、がある。これらのほとんどが、県総体、県新人、1年生大会実施のために必要な会議である。当然、審議内容は、各郡市大会の持ち方と密接な関係にあるものばかりである。したがって、中体連組織は、規約にうたわれているように郡市総体を行う単位を「連合体（ブロック）」として考えるのが妥当である。

郡市総体を実施する単位が実質上の中体連組織の単位である以上、郡市代表枠数の見直しと郡市総体自体の見直しは、県中体連組織そのもの見直しと連動させなければならない。

そこで、以下の手順により、本年度中に双方の見直しを図りたい。

市町合併により、木田郡は、三木町のみとなり、綾歌郡は、宇多津町と綾川町の二つになり、香川郡は、直島町のみとなる。これは、事実上、郡市総体が成り立たないことを意味する。

郡市総体の実施単位の変更は、中体連組織自体の変更を意味するため、現行の規約（第3章 組織）の改正が必要となる。



平成17年度第1回理事・評議員会（総会）での決定事項

- (1) 新しい郡市代表枠は、18年度総体より採用する。
- (2) 郡市代表枠は、一部の競技を除き、各競技共通の枠数とする。

1 香川県中学校体育連盟規約の改正について

(1) 「第3章 組織」の妥当性

(単位) 第5条「本連盟の組織の単位は、郡市中学校体育連盟とする。」

(組織) 第6条「本連盟は、ブロックごとに連合体の組織をもつ。ブロックは、高松、丸亀、坂出、三観、仲善、小豆、さぬき・東かがわ、木田、香川、綾歌の10ブロックとする。」

<資料1>

現 行			市町名	市町	合併後		
郡市名	連合体	枠数			新郡市	新連合体案	枠数
小豆郡	小 豆	1	土庄	町	小豆郡	小 豆	1
			池田	町			
			内海	町			
さぬき市 東かがわ市	さぬき・東かがわ	2	さぬき	市	さぬき市	さぬき	2
			東かがわ	市	東かがわ市		
木田郡	木 田	1	三木	町	木田郡	高 松	8
			庵治	町	高松市		
			牟礼	町			
高松市	高 松	4	高松	市			
香川郡	香 川	1	香川	町			
			塩江	町			
			香南	町			
	直島	町	高松市				
綾歌郡	綾 歌	1	国分寺	町	綾歌郡	坂 出	2
			宇多津	町			
	綾川	町	坂出市				
坂出市	坂 出	1	坂出	市	坂出市		
丸亀市	丸 亀	2	綾歌	町	丸亀市	丸 亀	2
			飯山	町			
			丸亀	市			
仲多度郡	仲 善	2	多度津	町	仲多度郡	仲 善	2
			琴平	町			
			満濃	町			
			仲南	町			
善通寺市			琴南	町	善通寺市		
観音寺市			善通寺	市	観音寺市		
三豊郡	三 観	3	観音寺	市	三豊郡	三 観	3
			豊浜	町			
			大野原	町			
			詫間	町			
			高瀬	町			
			山本	町			
			豊中	町			
	仁尾	町					
	財田	町					

綾川町は、現在の綾南町と綾上町が平成17年3月31日期限をもって合併が決定済み

(第1案) 三木を高松、綾歌を坂出に含め、7ブロックの連合体とする。

(第2案) 三木は高松に含め、綾歌・坂出は現行通りとし、8ブロックの連合体とする。

(第3案) 単純に合併に伴う行政区の9ブロックの連合体とする。

(ただし、三観・仲善・さぬき東かがわはその限りではない。)

2 規約の改正に伴う中体連組織の改編について

(1) 連合体の呼称及び各連合体の名称に関する内容

- ・ 連合体の呼称 ブロック, 地区, その他
- ・ 各連合体の名称 各連合体で協議 (7/1 案提出)

(2) 行政区の改編等に伴う準備事項に関する内容

- ・ 各決定事項に従い各市町教委との折衝 (7/1 進捗状況提示)

(3) 各準備事項の完了期限に関する内容

3 中体連組織の改編に伴う郡市代表枠数の見直し(改変)について

(1) 連合体(枠組み)の確認 (規約の改正にしたがい処理)

(2) 県総体の参加チーム数に関する内容

(第1案) シード枠を廃止し, 20 チームで実施

(第2案) 現行の 18 チームとシード 2 チームで実施

(3) 郡市代表枠数に関する内容

(第1案) 小豆 1, さぬき 2, 高松 8, 坂出 1, 綾歌 1, 丸亀 2, 仲善 2, 三観 3

4 中体連組織の改編に伴う郡市総体の実施方法の変更について

(1) 予算配分に関する内容

(第1案) 生徒数の割合に応じた予算配分をする。

(2) 申し合わせておくべき事柄に関する内容

- ・ 大会会長名称, 会場の確保, 等々

(3) 確認しておくべき事柄に関する内容

(4) その他

5 月2回のノー部活動デーの取り扱いについて

6 その他